

## 青森県教育委員会第807回定例会会議録

- 1 期 日 平成28年4月6日（水）
- 2 開 会 午後3時
- 3 閉 会 午後3時45分
- 4 場 所 教育庁教育委員会室
- 5 議事目録
  - 議案第1号 青森県文化財保護審議会委員の人事について・・・・・・・・原案決定
  - 議案第2号 県重宝及び県天然記念物の指定について・・・・・・・・原案決定
  - 議案第3号 県天然記念物の指定解除について・・・・・・・・原案決定
  - そ の 他 平成28年度全国学力・学習状況調査の結果公表に関する県教育委員会の方針について
  - そ の 他 教科書発行者による自己点検・検証結果の報告に係る内容確認等について
  - そ の 他 平成29年度青森県公立学校教員採用候補者選考試験における改善事項について
  - そ の 他 市町村長等との青森県立高等学校将来構想について（答申）等に関する意見交換の概要について
- 6 出席者等
  - ・出席者の氏名  
豊川好司、町田直子、中沢洋子、野澤正樹、杉澤廉晴、中村充（教育長）
  - ・説明のために出席した者の職  
平野次長、三上次長、安田参事・教職員課長、勝野参事・学校施設課長、教育政策・職員福利・学校教育・生涯学習・スポーツ健康・文化財保護各課長、高等学校教育改革推進室長
  - ・会議録署名委員  
町田委員、杉澤委員
  - ・書記  
小舘孝浩、中舘大輔

## 7 議 事

### 議案第1号 青森県文化財保護審議会委員の人事について

(増田文化財保護課長)

青森県文化財保護審議会委員の任期が、平成28年4月8日をもって満了となるので、委員10名を委嘱又は任命するものである。委員10名のうち、石川善朗氏ほか8名は再任することとし、新たに建造物担当として岡田俊治氏を任命する。

なお、委員の任期は、平成28年4月9日から平成30年4月8日までの2年間である。

(豊川委員長)

何か質問、意見はあるか。なければ、議案第1号は原案のとおり決定する。

### 議案第2号 県重宝及び県天然記念物の指定について

(増田文化財保護課長)

平成28年3月12日に開催された青森県文化財保護審議会において、県重宝として建造物「旧三上家住宅」、県天然記念物として「革秀寺のサルスベリ」など5件を指定することが適当であるとの答申があったため、提案するものである。

まず、「旧三上家住宅」は、江戸時代末期の建築と推定される町屋を医院に改造したもので、全国的にも貴重な、和風医院の特徴を残す建造物であり、近代医院建築の変遷を見る上で価値のあることから、県重宝に指定し、永く保護すべきものと考えている。

「革秀寺のサルスベリ」は、北限に近い本県で400年近く生育している全国的に見ても有数の古木であり、弘前藩の歴史との関わりを考察する上でも貴重なものであることから県天然記念物に指定し、永く保護すべきものと考えている。

「弘前公園のネズコ」は、自然分布上の北限にあたる本県で、500年以上生育している古木であり、弘前城築城以前の原植生とその後の利用の歴史を考察する上でも貴重であることから県天然記念物に指定し、永く保護すべきものと考えている。

「弘前公園のアイグロマツ」は全国1位の幹周をほこり、土塁上にそびえるように生育する古木であり、当時の城内の事情や様子を考察する上でも貴重であることから県天然記念物に指定し、永く保護すべきものと考えている。

「弘前公園最長寿のソメイヨシノ」は、植えられた時期と場所が特定できる、最長寿のものであることから県天然記念物に指定し、永く保護すべきものと考えている。

(豊川委員長)

ソメイヨシノは130年以上と言われているが、普通は何年くらいでだめになるのか。

(増田文化財保護課長)

80年と伺っている。

(豊川委員長)

他に何か質問、意見はあるか。なければ、議案第2号は原案のとおり決定する。

### 議案第3号 県天然記念物の指定解除について

(増田文化財保護課長)

平成28年3月12日に開催された青森県文化財保護審議会において、県天然記念物「クヌギ」の指定を解除することが適当であるとの答申があったため、提案するものである。

この「クヌギ」は、本県の植物分布上学的に貴重であることから、県天然記念物に指定されたものであるが、倒木したことによりその価値を失ったことから、青森県文化財保護条例の規定により、指定を解除するものである。

(野澤委員)

気がつかないうちに倒木して価値がなくなるということも多々あると思う。こういう類いを各市町村教育委員会がどのように管理していくのか、文化財保護課がどのように動くのかということを経査して、気がつくうちに手を打つような対策を講じていただきたい。

(増田文化財保護課長)

文化財パトロール、文化財指導員等が順次巡回して状況を確認したり、市町村教育委員会担当職員が巡回している。何年もわからないというようなことがないように対処していきたい。

(豊川委員長)

他に何か質問、意見はあるか。なければ、議案第3号は原案のとおり決定する。

### その他 平成28年度全国学力・学習状況調査の結果公表に関する県教育委員会の方針について

(和嶋学校教育課長)

「1結果公表についての文部科学省の方針」について、文部科学省は、調査を開始した平成19年度から平成25年度まで、各都道府県の調査結果のみを公表し、都道府県教育委員会が市町村や学校の調査結果を公表することを禁じてきた。

平成26年度には、都道府県教育委員会が各市町村教育委員会の同意を得た場合は、同意した市町村名や当該市町村の設置管理する学校名を明らかにした調査結果を公表することを可能とした。

平成27年度には、調査の実施、調査結果の活用及び公表等を含め、調査は教育委員会の職務権限であるとし、教育委員会は、調査結果の活用及び公表等の取扱いについて主体性と責任を持って当たることとした。加えて、都道府県教育委員会は、各市町村教育委員会の同意を得た場合に限り、その市町村名や学校名を明らかにした調査結果の公表を可能とした。

また、個々の市町村名や学校名が明らかにならない方法、例えば、教育事務所単位の状況の公表などで結果公表を行うことは、都道府県教育委員会の判断で可能であるとした。

平成28年度の結果公表についての文部科学省の方針は、平成27年度と同じである。

次に、「2結果公表に係る市町村教育委員会へのアンケート結果」について、県教育委員会が市町村ごとの調査結果を公表することに、「同意しない」との回答が33市町村、県教育委員会が市町村教育委員会が設置管理する学校の結果を公表することに「同意しない」との回答が34市町村あった。

最後に、「3平成28年度の県教育委員会の方針」について、(1)県全体の正答率等を分析し今後の対策を付した資料を、県教育委員会が作成し域内の市町村教育委員会等に配付するとともに、青森県のホームページで当該資料を12月初旬に公開する。(2)県教育委員会は、文部科学省通知及びアンケート結果等を踏まえ、市町村名及び市町村教育委員会が設置管理する学校名を明らかにする結果公表は行わない。(3)県教育委員会は、結果公表の利点が少ないこと等から、教育事務所ごとの結果公表は行わないこととしたいと考えている。

(野澤委員)

県教育委員会の公開に関する決定に異存はない。文科省が平成19年度から公表をしてこなかった、禁じていたのが、26年度、27年度に渡って、各教育委員会の主体性を尊重しながら公表してはどうかという方向にある。各市町村教育委員会並びに学校の当事者の方々が客観的に自己分析するため、いい意味での活用ということでは、県教育委員会として主体性を持ちながら進めていくべき。

市町村レベルでいけば、むつ市、三沢市、十和田市、平川市、弘前市、六戸町、青森市、特に青森市、弘前市という大きい市が独自に公表している。町村レベルでなかなか分析ができないようなところには、分析して活用できるような配慮をして、更なる指導をしていただきたい。

(和嶋学校教育課長)

平成27年度は自主的に公表した市町村が増えているのが実態である。教育事務所の会議等を通じて県教委のスタンスを伝えながら、各市町村が独自に判断して公表するような場合に支援をしていきたい。

(豊川委員長)

他に何か質問、意見はあるか。なければ、平成28年度全国学力・学習状況調査の結果公表に関する県教育委員会の方針については了解した。

## その他 教科書発行者による自己点検・検証結果の報告に係る内容確認等について

(和嶋学校教育課長)

義務教育諸学校用教科書の発行者が行った自己点検・検証結果が、平成28年1月28日に文部科学省から県教育委員会に情報提供され、各市町村教育委員会等は個別面談等により内容を確認し、県教育委員会はその内容確認の結果を取りまとめ、先般文部科学省に提出したので、その結果を報告する。

「3結果」の(2)の類型Ⅰ～Ⅲの人数及び当該発行者について、類型Ⅰの対価を伴わ

ず、申請本を教員等に閲覧させて意見を聴取した事案関係は延べ67人、類型Ⅱの申請本を教員等に閲覧させた上で意見聴取等の対価を支払った事案関係は延べ21人、類型Ⅲの上記以外で採択勧誘との疑念を生じさせる形で金品を支払った事案関係は0人、合計で延べ88人であった。

(3) 当時の所属であるが、小学校38人、中学校50人、教育行政は0人であった。

(4) 当時の職位であるが、校長13人、教頭14人、教諭61人であった。

(5) 当該者の採択への関与の有無であるが、この項目は、注1にあるとおり、採択期間に青森県教科用図書選定審議会委員や採択地区の調査員等、採択の事務を進めるための役割を務めたか否かである。県教科用図書選定審議会関係が2人、市町村採択審議会関係が8人、国立学校・私立学校関係が各1人であった。

(6) の(5)の当該教科の教科書に関する当時の採択結果とその後の採択結果であるが、この項目は、注2にあるとおり、教科書が当該発行者と他の発行者との比較においてどのように採択が変化したかである。市町村採択審議会関係については、類型Ⅰでは当該発行者から当該発行者への採択が3地区、他の発行者から他の発行者への採択が2地区、類型Ⅱでは当該発行者から他の発行者への採択が1地区、他の発行者から他の発行者への採択が1地区であった。

(7) 当該者が採択結果へ影響を及ぼしたか否かであるが、この項目は、注3にあるとおり、採択が当該者の影響がなく、公正・公平に行われたか否かである。影響を及ぼした採択地区はない。

(中村教育長)

教科書は、全ての児童生徒が学校の授業や家庭における学習活動において必ず用いることとなる極めて公共性の高いものである。採択は、その教科書を選択する重要な行為であり、高い公正性・透明性が求められる。

今回の事案は、調査の結果、教科書採択への影響はなかったと判断されるものの、教科書採択制度に対する信頼を揺るがしかねないものであり、極めて残念に思っている。

県教育委員会としては、市町村教育委員会等と十分連携し、あらゆる機会を通して、教科書採択が適正に行われるよう取り組んで参りたいと考えている。

(野澤委員)

中立性、公立性を求める立場からは絶対にゆるしてはいけないこと。文科省からすれば、出版社にきつく指導するだろうし、我々は、教職員に中立性、公立性を保つため、誘惑に負けないように、倫理として、きちんと立場を理解するよう繰り返し指導する必要がある。県がさらなる調査をやる方向性はあるのか。

(和嶋学校教育課長)

文部科学省から教科書会社の自己点検の結果をいただき、私どもが確認したものである。かなり以前に遡るものもあり、教員が見せられたという自覚がなかったり、記憶がないということが多かった。調査の定義として、見た記憶がないというものは見たこととしてカウントしたものが今回の調査結果である。教科書会社からの情報提供でここまで調査が進

んだが、教科書会社からの情報提供がなく、県独自で調査をしても正確な数字がカウントできるかという点と難しいと思う。今後、文部科学省から、教科書会社と連携して更なる調査を求められた場合は応じるが、現時点ではこれ以上の調査は難しい。

(野澤委員)

それであれば、文科省からさらに詳細が来た段階で、実態を踏まえ、具体的な対策をしていただきたい。

(中村教育長)

文科省も良い教科書を作るための情報共有の場を別に設けるなど改善を考えているようである。こうした動きを見極めながら、制度の趣旨を示した文書も来たので周知するとともに、それが徹底されるよう全教員に指導していきたい。

(豊川委員長)

大きく信頼を失わせるようなことをしたわけだが、今後は教育委員会も地域も一丸となってしっかり取り組んでいかないといけない。他に何か質問、意見はあるか。なければ、教科書発行者による自己点検・検証結果の報告に係る内容確認等については了解した。

## その他 平成29年度青森県公立学校教員採用候補者選考試験における改善事項について

(安田参事・教職員課長)

教員採用候補者選考試験における改善事項の1点目、併願制度の実施について、本県の教員採用候補者選考試験の受験者数は、平成24年度から減少していたが、昨年度は、一般・教職教養試験を一部免除するなどの改善を実施した結果、20名の増となった。

しかしながら、特別支援学校教諭の受験者数は、平成15年度から200名台を推移してきたものの、昨年度の受験者数は193名と、200名を切り、今後も減少傾向で推移していくものと想定される。

そのため、特別支援学校教諭の受験者及び優秀な教員の確保という観点から、今年度実施する、平成29年度教員採用候補者選考試験において、「併願制度」を実施するものである。

内容の1つ目として、小学校と特別支援学校小学部、中学校と特別支援学校中学部の同一教科で、また、高等学校と特別支援学校高等部の同一教科・科目で併願することができる。2つ目として、併願する受験者は、「特別支援教育に関する専門事項」の受験が必須となる。3つ目として、第2次試験は、第1次試験で通過した校種で受験することとなる。

次に、改善事項の2点目、実施要項の配布時期について、教員採用候補者選考試験の実施要項は、これまで5月上旬に配布してきたところであるが、受験者等からの配布時期を早めてほしいとの要望等を踏まえ、今年度は、実施要項を4月下旬に配布するものである。

(町田委員)

併願制度によって、特別支援学校の教諭のみをやりたいという志願者にとって枠が狭くなるのではないかと懸念している。

(安田参事・教職員課長)

併願制度を実施する目的は、特別支援学校の受験者が少なくなっており、優秀な専門性をもった人材を確保したいというものである。第一志望が小学校教諭で、第二志望が特別支援学校教諭だったとしても、特別支援への熱意や成績などを面接等で総合的に見ていく。特別支援学校を志望している人にとっては不利ということもあるが、それよりも第二志望であっても優秀な人材を確保したいということである。

(町田委員)

単に点数だけではなく、面接も含めてトータル的に評価して、より良い人材を確保するための改善事項と解釈した。うまくいくことを願っている。

(中村教育長)

面接等により、何のために受験したのか、どういう気持ちで取り組むのか、そのような熱意等を見極めながら採用試験を実施していきたい。また、熱意だけでなく、実力がないと合格しないということも見えてくる。「子どもたちのためになる先生になるんだ」ということが担保される制度になるよう意を用いていきたい。

(豊川委員長)

他に何か質問、意見はあるか。なければ、平成29年度青森県公立学校教員採用候補者選考試験における改善事項については了解した。

## その他 市町村長等との青森県立高等学校将来構想について（答申）等に関する意見交換の概要について

(佐藤高等学校教育改革推進室長)

「1意見交換の内容」としては、青森県立高等学校将来構想について（答申）及び次期計画の策定手続に関して意見を伺った。

「2実績」としては、平成28年2月16日から3月29日まで、全40市町村を訪問し、市町村長及び市町村教育委員会教育長と意見交換を実施した。

「3主な意見」としては、答申に関する意見として、「県立高等学校の使命は、学ぶ意欲のある全ての者に自らの能力・適性に応じた後期中等教育の学習機会を提供することと、個々の努力に応じた可能性の最大限の伸長を保障することである。」「県全体が一丸となって高校教育を推進するオール青森の視点には説得力がある。この視点がぶれないように進めてほしい。」「郡部においては、公共交通機関の体制が十分でないことから、通学手段の確保等通学に関わる環境整備について、県と市町村が連携して、その対策を講ずる必要がある。」などがあった。

策定手続に関する意見として、「高等学校の再編計画等具体的な実施に際しては、引き続き市町村への積極的な情報提供を行いつつ、県と市町村が共通理解を深めながら進めていただきたい。」「地区意見交換会で地域の意見を聞いた上で実施計画を検討するという進め方は良い。」などの御意見をいただいております。計画策定の進め方については、おおむね

御理解をいただいたところである。

また、実施計画に関連する部分となるが、地元の高等学校の存続に関する御意見をいただいている。

次期計画の策定に当たっては、検討会議からの答申を踏まえるとともに、先月御報告申し上げた、県民の皆様からいただいた御意見に加え、市町村との意見交換でいただいた御意見を参考としながら検討し、5月の教育委員会定例会において、基本方針（案）をお示ししたいと考えている。

（野澤委員）

「専門学科においても特色化」、「それぞれの高校において特色ある教育活動」、「普通科と商業教育を主とする専門学科を併設する形での高校教育の在り方」などの意見があるが、これらは各学校の特色を出す独自性を言っている。市町村の立場からも、学校が生き残るためには、自主的にどのような在り方を求めるのかということ指摘している。今後、実施計画等を策定するに当たっても、各学校がどのように魅力ある学校を作っていくのかということに心に留めておかなければならない。

（杉澤委員）

地域の意見を色々聞いて、一生懸命説明するプロセスは非常に素晴らしい。地域にとって高校は宝であり、これからも地域の声を捉えつつ進めて欲しい。

（中沢委員）

きめ細やかに意見を聞くことは大事である。これからもきめ細やかに意見を聞いていく姿勢を続けていただきたい。

（町田委員）

これから具体的な話になると色々な話が出てくると思う。しっかりと地域とのコミュニケーションをとって進めて欲しい。

（豊川委員長）

他に何か質問、意見はあるか。なければ、市町村長等との青森県立高等学校将来構想について（答申）等に関する意見交換の概要については了解した。